



大阪労働局発表
平成 29 年 6 月 29 日

【照会先】
大阪労働局需給調整事業部
(電話) 06-4790-6319

平成 28 年度 労働者派遣事業・職業紹介事業等に係る 指導監督状況および平成 29 年度指導監督方針について

大阪労働局（局長：苧谷 秀信）では、平成 28 年度における労働者派遣事業・職業紹介事業等に係る指導監督状況および平成 29 年度における指導監督方針を取りまとめました。

【平成 28 年度指導監督状況 概要】

◇改正法の一層の周知と理解に向けて

厚生労働省が公表した「平成 24 年・27 年改正労働者派遣法施行状況調査結果」を踏まえ、派遣元事業主を対象としたセミナーを、平成 28 年 12 月から 29 年 3 月にかけて計 12 回開催し、参加者計 1,010 人に対して事業運営上注意すべきポイントについての説明を行いました。

◇2 件の行政処分を実施

労働者派遣元事業主に対し、法違反を繰り返すことおよび社会保険の加入手続きを適切に行わないことを理由に、2 件の行政処分を実施しました。

◇個別指導のうち、文書指導率は 68.1%

個別指導を行った 965 事業所のうち、文書による是正指導は 657 事業所であり、文書指導率は 68.1%でした。内訳は、労働者派遣事業関係において 72.2%、職業紹介事業関係において 62.6%、請負・出向関係において 53.3%となっています。

【平成 29 年度指導監督方針 概要】

派遣制度の適正な運営を望む国民の要望に応え、政府の「働き方改革」の一つである「非正規雇用の処遇改善」を実現するため、派遣労働者の均衡待遇推進や労働保険・社会保険の適正加入を始めとする指導監督を強化するとともに、労働者派遣法令の内容を派遣先にも正しく理解してもらうためのセミナーを実施します。

1 改正法の周知状況

平成 27 年 9 月 11 日の改正労働者派遣法（以下「改正法」という。）成立後、大阪労働局においては法施行日前より改正法の周知に力を入れ、平成 27 年度末までに説明会を 70 回実施し、参加者約 6,000 人に対して改正法の周知を行いました。

一方、先般厚生労働省が公表した「平成 24 年・27 年改正労働者派遣法施行状況調査結果」において、派遣元事業主の改正法に対する対応は着実に進んでいる一方、理解不足により改正法の内容が十分に履行されていない状況が明らかとなったことから、昨年度においては派遣元事業主を対象としたセミナー（6,563 社に参加勧奨文送付）を計 12 回開催（参加者計 1,010 人）し、改正法の内容について詳細にわかりやすく説明しました。その結果、96.4%の方から「理解できた」という回答を得ることができました。またセミナー参加者に対するアンケート調査において、特にキャリアアップ措置について対応に苦慮しているという実態についても確認しました。

今年度においても需給調整事業部における派遣元事業主・派遣先などを対象とした集団指導の実施、講師派遣の依頼を受けた各種研修会やセミナーでの改正法の説明、派遣元事業主・派遣先に対しての訪問・呼出指導の際の改正法の説明等あらゆる機会を通じて制度周知を行うことはもちろん、派遣労働者にとっても改正法の内容は重要であることから、派遣労働者に対するセミナーを開催の上改正内容の説明をより詳しく行い、周知に努めます。さらに、労働者派遣契約においては実際の就業場所となる派遣先における制度の正しい理解と、それによる派遣元事業主の適正な事業運営への協力が不可欠であることから、派遣先を対象としたセミナーについても開催いたします。

（表 1）平成 28 年度各種研修会・セミナー開催状況（改正法関連分のみ）

内 容	実施回数	受講者数
平成 24 年・27 年改正労働者派遣法セミナー	12	1,010
需給調整事業部主催各種講習会	52	982
・新規許可申請前説明会	(12)	(128)
・許可・届出後説明会	(12)	(291)
・許可更新説明会	(12)	(251)
・派遣労働者セミナー	(16)	(312)
事業主団体等への講師派遣	14	830
合 計	78	2,822

（表 2）平成 29 年度派遣労働者セミナー開催予定

	開催日（予定含む）	場 所	定 員
府内 ハローワーク での開催分 （年 7 回）	平成 29 年 7 月 14 日	ハローワーク梅田	各回とも 30 名
	平成 29 年 8 月 24 日	ハローワークプラザ難波	
	平成 29 年 9 月 20 日	ハローワーク阿倍野	
	10 月以降の開催日、場所等は現在未定		
需給調整 事業部 部内開催分 （年 6 回）	平成 29 年 5 月 9 日	需給調整事業部セミナールーム （中央区常盤町 1-3-8 中央大通 FN ビル 14 階）	各回とも 20 名
	平成 29 年 7 月 11 日		
	平成 29 年 9 月 12 日		
	平成 29 年 11 月 14 日		
	平成 30 年 1 月 9 日		
平成 30 年 3 月 13 日			

2 行政処分の実施状況

(1) 労働者派遣事業改善命令《 処分日：平成 28 年 9 月 23 日 》

【事案の概要】

A社に対して行った調査において法違反が見つかったが、同じ態様の法違反に対して是正指導を行っていたことから、法違反を繰り返すA社に対して全ての労働者派遣を見直すよう是正指導を行った。これに対しA社からは是正・点検が完了した旨の報告があり、是正状況の確認調査を行ったところ、同じ態様の法違反が繰り返されていた。

このため、A社に対し再度是正・点検を行うよう文書指導を行った。これに対し再度、A社からは是正・点検が完了した旨の報告があり、是正状況の確認調査を行ったが、再び同じ態様の法違反が発見された。

以上の経過から、自主的な努力により是正させることは不可能であると判断し、行政として強制力を伴いながら全社的な事業運営方法の整備・再構築、再発防止策の策定を行わせるべく、事業改善命令を行った。

(2) 労働者派遣事業停止命令（停止期間1か月）《 処分日：平成 29 年 3 月 31 日 》

【事案の概要】

事業改善命令中のA社に対して改善状況の確認調査を行ったところ、A社が健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険」という。）の加入手続きを適切に行っていないことが判明した。

A社が許可の更新を受けるにあたり、労働保険・社会保険の適正な加入を行うことが許可条件として付されていたにもかかわらず許可条件に違反したことから、当局はA社に対して、速やかに許可の条件を遵守することを文書にて警告した。

しかしながら、期日においても加入手続きを適切に行われていない派遣労働者が複数名いることが判明したことから、同様の許可条件に違反する行為の再発防止策を講じさせるため、事業停止命令を行った。

3 指導監督の実施状況

(1) 指導監督実施状況

項 目	平成 28 年度 事業所数	平成 27 年度 事業所数	前年度比
個別指導実施事業所数 (①)	965	880	9.7%
労働者派遣事業関係	672	590	13.9%
職業紹介事業関係	171	166	3.0%
請負・出向関係	122	124	▲1.6%
上記のうち文書指導を行った事業所数 (②)	657	492	33.5%
労働者派遣事業関係	485	332	46.1%
職業紹介事業関係	107	121	▲11.6%
請負・出向関係	65	39	66.7%
文書指導率 (②÷①×100)	68.1%	55.9%	▲12.2P

(2) 主な是正指導事項

①労働者派遣事業

- マージン率等の情報提供（法第 23 条第 5 項）
 - ・情報提供を行っていない
 - ・提供内容の不備（マージン率の計算誤り等）
- 労働者派遣契約の内容（法第 26 条）
 - ・業務内容、就業場所、時間外（休日）労働の記載不備
 - ・派遣就業する日についての記載不備
- 就業条件の明示（法第 34 条）
 - ・業務内容、就業場所、時間外（休日）労働の記載不備
 - ・派遣就業する日についての不備
- 派遣先への通知（法第 35 条）
 - ・派遣労働者の氏名、性別、年齢等の記載不備
- 派遣元管理台帳（法第 37 条）
 - ・健康保険・雇用保険等の加入有無の記載不備
- 派遣先管理台帳（法第 42 条）
 - ・休憩時間の記載不備
- 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針
 - ・契約解除に当たって派遣労働者の就業機会の確保を図ることや、休業手当・解雇予告手当等に相当する額以上の額について損害の賠償を行うことについて、契約書面等に明記するよう求めている
 - ・派遣労働者から苦情の申し出を受けた場合における苦情処理方法や、派遣元事業主と派遣先との連携体制等が契約書面等に明記されていない
 - ・労働保険・社会保険に適切に加入させていない

②職業紹介事業

- 労働条件の明示（法第 5 条の 3）
 - ・労働条件の明示不備（書面交付がないものを含む）
 - ・時間外労働の明示不備
- 変更届（法第 32 条の 7）
 - ・役員、職業紹介責任者等の変更届未提出
- 取扱職種範囲等の明示（法第 32 条の 13）
 - ・取扱職種範囲等の明示不備（書面交付がないものを含む）
 - ・求人者の情報および求職者の個人情報の取扱にかかる記載不備
- 帳簿の備え付け（法第 32 条の 15）
 - ・求人求職管理簿の未作成、記載不備
 - ・手数料管理簿の記載不備

③請負・出向関係

- 不適切な請負
 - ・実態は請負であるが、労働省告示第 37 号（昭和 61 年 4 月 17 日 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準）に照らして不適切
- 実態が労働者派遣（法第 5 条、法第 24 条の 2 等）
 - ・無許可、無届のまま労働者を派遣した、又は受け入れていた

4 平成 29 年度指導監督方針のポイント

1 派遣元事業主及び派遣先ならびに職業紹介事業者に対する指導監督を、計画的かつ効果的に実施するとともに、派遣労働者等からの苦情・相談事案の情報提供に対しては、迅速かつ的確な指導監督を行います。さらに、悪質な違反及び是正指導後も繰り返し違反を行う事業主に対しては、行政処分も含めた厳格な対応を徹底します。

特に、今年度においては、大阪労働局の最重点課題「働き方改革」の実現に向けた取り組みとして「非正規雇用の処遇改善」を図る上で、派遣元事業主に対する労働保険・社会保険の適正加入を始めとした指導監督に注力するとともに、派遣先に対しても指導監督や、法令理解を進めるための制度周知を積極的に行います。

また、大阪働き方改革推進会議に今年度新設された、派遣労働に関する作業部会を開催します。

2 平成 29 年 3 月 31 日付けで成立し、今後段階的に施行されることとなる改正職業安定法について、職業紹介事業者、募集主、求人者、募集情報提供事業者等が施行日以降適正な事業運営を行うためには改正内容の事前の周知が極めて重要です。このため、事業主向けセミナー等において改正内容を説明する等、あらゆる機会を通じて幅広く制度周知を行います。

参考 労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業所数の推移

(各年 3 月 1 日現在)

	労働者派遣事業		職業紹介事業	
	事業所数	対前年同月比	事業所数	対前年同月比
平成 26 年	7,789	+2.4%	1,896	+2.4%
平成 27 年	7,793	+0.1%	1,941	+2.4%
平成 28 年	7,920	+1.6%	2,009	+3.5%
平成 29 年	7,674	-3.1%	2,130	+6.0%